

花き販路拡大支援補助金についてのQ A集

<申し込みから交付決定まで>

1-1 対象となる直接販売とは、どのような場合か

補助の対象となる直接販売とは、既存あるいは新しく作成したホームページ（市が作成する花き販売ポータルサイトを含む）及びSNS、広告などを利用し、消費者からメール、SNS、電話やFAX等を通じて直接注文を受け、配送事業者を利用して販売する場合です。

1-2 補助を受けたい場合はどうしたらいいのか

農業支援課のページから補助金のページにアクセスし、「花き販路拡大支援補助金申込書」をダウンロードしてください。申込書に必要事項を記載し、農業支援課までご提出ください。なお、締め切り及び提出先は同ホームページにてご確認ください。市より、交付申請書等の必要書類を送付させていただきます。

1-3 交付申請書等が送られてきたが、何を提出すればよいか

交付申請時に提出いただく書類は次のとおりです。

- ・補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書
- ・債権者登録用紙（初めて市からの補助金等の交付を受ける場合のみ）

※これらの書類を提出いただいた後、内容等を審査したうえで交付決定通知等の書類を送付いたします。

1-4 補助の対象期間はいつからか始まるのか

交付決定通知書に記載されている交付決定日から対象となります。

<補助の対象となる経費>

2-1 補助の対象には、どのようなものがあるのか

補助の対象経費となるのは、花きの注文受けて販売するときに使用した段ボール等の梱包資材費と配送に必要な送料の2種類です。

2-2 同封されていた花き直接販売注文票は使用しなければならないのか

実績確認時の注文内容を確認するため、交付決定通知に同封した「花き直接販売注文票」に注文があるたび必ず注文内容を記載してください。販売実績を報告いただく際に実績報告書等と併せて提出いただく書類となります。記載がないものや提出いただけない場合、補助対象となりません。

2-3 補助の対象となる梱包費用には、どのようなものがあるのか

対象となる梱包資材費は、交付決定日以降に購入した配送時の外装となる段ボール箱等や併せて使用する緩衝材などの梱包パーツのうち、実際に直接販売で使用した分に限りさせていただきます。

2-4 梱包資材費の算定はどのように行うのか

購入時の領収書から、1回の梱包で使用する資材ごとの単価を算出し、梱包ごとにかかる費用を算定します。梱包ごとの単価の算出ができない資材については、補助対象とはなりません。

2-5 補助の対象となる送料には、どのようなものがあるのか

対象となる送料とは、配送事業者を支払う料金で、保冷状態での配送が必要な場合は、これらの追加料金についても補助対象経費に含めることができます。

<販売実績の報告方法>

3-1 販売実績の報告にはどのような書類をいつごろ提出するのか

実績の報告については、補助の終了後、花き直接販売注文票と販売実績を確認するための資料を提出いただき、それに基づいて必要書類を送付させていただきます。

3-2 梱包資材費の実績確認に必要な書類

補助対象経費として梱包資材費を計上するには、資材の使用確認のため、注文ごとに販売する花きを梱包資材に収納した状態（ふたなどは開け花きが見える状態）で撮影した写真の提出が必要です。また、資材の単価計算のため、購入時の領収書も併せて提出してください。領収書や写真がないものについては、補助対象となりません。

3-3 送料の実績確認に必要な書類

補助対象経費として送料を計上するには、配送事業者を通じて発送したことを確認するため、発送時の送付伝票等と領収書のコピーを提出してください。ただし、伝票のコピーに発注者及び発送先の住所氏名が記載されていない場合は、住所氏名等が分かる代わりに書類を提出してください。

3-4 補助額等はいつわかるのか

前述した花き直接販売注文票と実績確認書類を提出いただいた後、補助額等が記載された実績報告書一式を送付させていただきますので、こちらで確認いただくことができます。

3-5 振り込み日はいつごろ判明するのか

補助額が確定後、市より通知させていただく書類にて振込日及び振込額を連絡させていただく予定です。

<その他>

4-1 市内に在住ではあるが、農地が市外にある場合は対象となるか

農地の所在地の場所にかかわらず、対象者となります。